

＜新しくなります＞

国民健康保険と後期高齢者医療制度の被保険者証

国民健康保険（国保）と後期高齢者医療制度の被保険者証は、7月中旬に届きます。

**新しい被保険者証（保険証）は
8月1日から使用できます**

新しい保険証が届いたら、内容を確認しましょう。現在の保険証は、7月31日まで使えます。
送付されるもの／●70歳未満で国保に加入している人…被保険者証 ●70歳以上75歳未満で国保に加入している人…被保険者証兼高齢受給者証 ●75歳以上の被保険者証
また、一定の障がいがあり後期高齢者医療制度に加入を希望した65歳以上の人…後期高齢者医療被保険者証
送付時期／7月中旬

新しい保険証の有効期限

新しい保険証の有効期限は、令和6年7月31日です。次のいずれかに該当する場合は、有効期限が異なります。

○令和6年7月31日までに70歳になる人（保険証の有効期限までに被保険者証兼高齢受給者証が届きます）
○令和6年7月31日までに75歳になる人（保険証の有効期限までに後期高齢者医療被保険者証が届きます）

○国民健康保険税に滞納がある世帯（保険証の交付には、事前に税務課での納付相談が必要です）

**マイナンバーカードを
保険証として利用している人**

マイナンバーカードは、引き続き保険証として利用できます。マイナンバーカードによる資格確認に対応していない医療機関や薬局では、新しい保険証が必要となるため、一緒に持参してください。

**限度額適用認定証なども
更新時期です**

医療機関の窓口で提示すると、自己負担限度額までの支払いになる「限度額適用認定証」と「限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限も7月31日までです。8月1日から使用できる認定証は、次の方法で受け取ることができます。

＜国保に加入している人＞

すでに認定証が交付されていて、8月1日以降も引き続き必要な人は、保険年金課の窓口で更新の手続きが必要です。
必要なもの／本人確認書類（同一世帯ではない人が申請する場合、委任状）
※70歳未満で、国民健康保険税を滞納している人には交付されません。

「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」の対象者

対 象		所得区分	交付申請できる認定証
70歳未満の国民健康保険の人 ※国民健康保険税を滞納していると交付されません。		住民税課税世帯	限度額適用認定証
		住民税非課税世帯	限度額適用・標準負担額減額認定証
●70歳以上75歳未満の国民健康保険の人 ●75歳以上の後期高齢者医療制度の人 ●65歳以上75歳未満で一定の障がいがあり認定された後期高齢者医療制度の人	現役並みⅢ	課税所得 690万円以上	申請不要 ※被保険者証を提示することで限度額までの支払いになります。
	現役並みⅡ	課税所得 380万円以上 690万円未満	限度額適用認定証
	現役並みⅠ	課税所得 145万円以上 380万円未満	
	一般	課税所得 145万円未満	申請不要 ※被保険者証を提示することで限度額までの支払いになります。
	住民税非課税世帯		限度額適用・標準負担額減額認定証

※申請する直前に納付した国民健康保険税がある場合は、領収書や通帳などで納付状況を確認します。
＜後期高齢者医療制度に加入している人＞
すでに認定証が交付されていて、8月1日以降も対象の人には、保険証と一緒に新しい認定

証が届くので申請は不要です。
申し込み・問い合わせ先
●国民健康保険
保険年金課国民健康保険班
●後期高齢者医療制度
保険年金課高齢者医療年金班
62・5331
62・5882